

第5章 計画の推進体制等

1. 計画の推進体制

この計画を着実に推進するためには、市民一人ひとりが健康に対する意識を持ち、知識を高めるとともに、健康づくりに自ら主体的・継続的に取り組んでいくことが大切です。

また、家庭や地域、さらには関係機関・団体等や行政が連携し、社会全体で健康づくりを守り・支える環境を整備していくことが求められています。

【市民・家庭の役割】

市民（家庭）においては、行政や地域、関係機関・団体等が提供・実施する健康情報の活用や各種事業への積極的な参加などを通じ、健康に対する知識を高めるとともに、定期的な健診（検診）の受診による自らの健康状態の把握と必要な生活改善に努め、食生活・運動、休養など、生涯を通じた健康的な生活づくりに取り組むことが重要です。

【地域の役割】

町会をはじめ、学校や職場、各種団体等は、健康づくりに関する学習機会、活動の場の提供に努めるとともに、行政などが実施する健康に関する各種施策・事業等への協力・参加のほか、健康づくりに関する情報提供など、地域の活動を通じ、健康づくりを支える環境整備に努めることが重要です。

【行政の役割】

行政は、市民の健康に関する現状・課題等を踏まえながら、各関係機関・団体と連携して健診（検診）や健康づくり事業をはじめとした健康施策等の実施により、市民の健康づくりを支援します。

また、健康情報の積極的な提供・発信により、市民の健康づくりへの意識の高揚を図るとともに、地域などと協働して、健康づくりを守り・支えるための環境整備を推進します。

2. 計画の点検・評価体制等

この計画は、根室市における健康づくりの行動指針として、国や北海道の基本方針や目標さらには根室市の地域特性を踏まえ、各種施策と目標値を設定したところであり、これらの施策・取り組みを推進するため、各関係課で構成する「根室市健康増進計画庁内検討委員会」において、引き続き課題等を共有し、各種施策や取り組み状況の把握・点検を行うとともに、必要に応じて施策等の追加・修正等を行います。

また、平成31年度を目途にアンケート調査等を実施し、目標値を含めた中間評価と必要に応じた修正等を行うとともに、最終年度である36年度において本計画の最終評価をします。